

③ 国家公務員宿舎の戸数

- 国家公務員宿舎は、全ての省庁の職員に貸与可能な「合同宿舎」と、特定の省庁に所属する職員に貸与する目的で設置された「省庁別宿舎」があります。
- 省庁別宿舎には、特定の地域や施設に居住場所を確保する必要があるなど、省庁別宿舎として管理する方がより効率的なものがありますが、国有財産の有効活用を図る観点から、各省各庁の職員が入居可能な合同宿舎化を推進し、効率化に努めることとしています。

【国家公務員宿舎の総戸数】204, 082戸（平成23年9月1日現在）

合同宿舎

(83, 905戸 / 978住宅)

- ・ 全ての省庁（国会、裁判所を含む）の職員が貸与の対象
- ・ 建設・維持管理は、財務大臣が実施

省庁別宿舎

(120, 177戸 / 8, 556住宅)

- ・ 特定の省庁に所属する職員に貸与する目的で設置され、原則、当該省庁職員が貸与の対象
- ・ 建設は、原則、各省各庁の長が実施
- ・ 宿舎の維持管理は、各省各庁の長が実施

【主な内訳】

防衛省(自衛隊)	56, 778戸
公共事業(国交省、農水省)	13, 562戸
法務省(行刑施設等)	14, 009戸 等

(注1) 宿舎戸数は、被災者の方々に情報提供している5,017戸を除いています(従来、総戸数に含まれていない廃止決定済宿舎3,479戸と合わせ、全体で8,496戸を被災者の方々に情報提供)。

(注2) 省庁別宿舎の戸数には公邸、無料宿舎が含まれています。

※国家公務員宿舎の一件別の詳細情報は、財務省HP上の「国有財産情報公開システム」において公表されています。
(<http://www.kokuyuzaisan-info.mof.go.jp/kokuyu/pc/DOWNLOAD/download.html>)